

規制シート(様式)

200198400610001

平成28年12月22日

規制の名称	湖沼水質保全特別措置法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水・大気環境局水環境課長 渡邊 康正
規制目的	水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について、汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じることによって、湖沼の水質の保全を図り、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼特定事業場の設置者は、当該湖沼特定事業場に係る汚濁負荷量の規制基準を遵守することが必要。 ・指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に届出が必要。 ・指定施設を設置している者は、当該指定施設について、都道府県が条例で定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守することが必要。 ・湖辺環境保護地区内において、植物を採取し、又は損傷する行為等をしようとする者は、都道府県知事に届出が必要。 	関連する予算	湖沼環境対策等推進費(平成28年度予算37百万円)
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27jigo/jigo_sheet/3_3.pdf
規制を維持、改革 又は新設する理由	現時点においても湖沼の水質の汚濁に係る環境基準の達成率が低い状況下であり、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼の水質の保全を図り、もって国民の健康で文化的な生活を確保するためには引き続き規制の維持が必要と考えられるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	湖沼水質保全対策特別措置法(平成17年6月22日法律第69号)附則第2条(平成23年度に見直しの必要なしで措置済み)		
次の見直し時期	平成33年度		